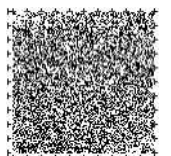


ちょっと待った! その表現

～人権尊重と男女平等参画の視点による表現ガイドライン～



このマークは視覚に障害のある人などが使う
音声コード (Uni-Voice) です。



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

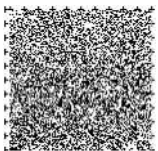
私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

第1章 基本的事項.....	1
1 ガイドライン作成の趣旨	1
2 ガイドラインの性格、活用法	2
3 ガイドラインの対象	2
第2章 分野別事項.....	3
1 男女平等参画の視点から	3
(1) 性別の公平・表現を意識し、性別表現の偏りに注意しよう	3
(2) 固定的な性別役割分担を解消しよう	6
(3) 「性」を利用しないで表現しよう	7
2 人権尊重・多文化共生の視点から	8
(1) 固定観念にとらわれず多様な表現をしよう	8
(2) 伝わる日本語で表現しよう	9
第3章 適切な表現に向けて.....	10
1 チェックリストの活用	10
2 Q&A	12



第1章 基本的事項

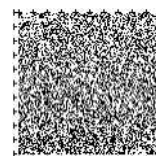
1 ガイドライン作成の趣旨

区は、平成14年6月に策定した「みなと男女平等参画プラン」の施策に「メディアにおける女性の人権の尊重」を掲げ、「ちょっと待った！そのイラスト」～イラストから発信する人権尊重と男女平等参画のためのガイドライン～（以下「現行ガイドライン」といいます。）を平成15年2月に作成しました。

また、平成16年3月に策定した「港区男女平等参画条例」において、「公衆に表示する情報についての留意」を規定し、女性に対する暴力的行為を助長する表現や、先入観や性別による固定的な役割分担意識に基づく表現等、性別等による差別を助長する表現を行わないように配慮するとともに、多様なイメージによる表現で情報発信を行ってきました。

「公衆に表示する情報」には、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアでの表現のほか、区などが作成する不特定多数の人々の目に触れる広報紙やポスター・パンフレットなどの印刷物、ホームページやインターネット上の情報など多くの形態があります。また、区が発信する情報表現においては、中立性及び公平性、人権施策や福祉施策との整合性が求められます。加えて、私たち公務員は、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年策定、平成23年一部改訂）」において、人権にかかわりの深い特定職業従事者13業種に指定されており、人権に関して重大な責任があることとなります。

「現行ガイドライン」を作成してからまもなく20年となりますが、依然として社会には「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきではない」など、性別にかかわる無意識な思い込みが存在しています。また、近年のスマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の急速な普及、女性活躍推進法をはじめとした男女平等参画に関する法制度の整備、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を背景とした社会のあり方の変容など、人権や男女平等参画を取り巻く環境は大きく変化していることから、区職員がより適切に情報発信する上での手がかりとなるよう、新たな「人権尊重と男女平等参画の視点によるガイドライン」を取りまとめました。



2 ガイドラインの性格、活用法

このガイドラインは、区が発信する情報における表現やイラストに関して、人権や男女平等参画の視点から配慮すべき点をわかりやすく取りまとめたものです。巻末にはチェックシートも掲載して、簡単に確認することができるようにしました。私たちの日々の業務や情報は、人権に密接に関わっています。表現することをきっかけに、人権感覚を磨き、認識が深まることを期待しています。

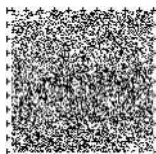
主に区職員を対象として作成しましたが、区有施設の指定管理者や区の業務受注者、区の関係団体等においても、区と同様の配慮が必要となります。

また、区民や事業者の皆さんにおいても、参考に活用いただければ幸いです。

3 ガイドラインの対象

港区が発信するあらゆるメディア・表現が対象となります。

- ・印刷物（広報紙、パンフレット・リーフレット、ポスター、刊行物等）
- ・電子・インターネット媒体（WEBサイト、SNS、メール等）
- ・音声・視覚媒体（イベント、広報番組等）
- ・構造物（看板、表示、造形物、デザイン等）



第2章 分野別事項

1 男女平等参画の視点から

(1) 性別の公平・表現を意識し、性別表現の偏りに注意しよう

区が伝える情報や行政サービスは、特に限定しない限り女性・男性どちらも対象としています。そのため、イラストに一方の性のみを登場させたり、人数がアンバランスであったり、性別による優劣がつくことがないように配慮しましょう。また、男女で異なった表現や女性（男性）のみを指す表現を用いることの妥当性を十分に考慮する必要があります。

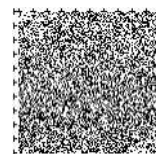
① 性別の公平や男女のバランスを欠いた表現

男性（女性）ばかりの会議、男性（女性）ばかりの住民組織や地域活動のイラストを用いると、描写されていない女性（男性）の存在をないがしろにしているように受け取られかねません。情報の受け手には男性も女性もいることを念頭に置いて、男女どちらかに限定するのではなく、公平に取り扱うようにしましょう。

また、イラストの人物が1人の場合、登場させた一方の性を強調することになりかねません。合理的な理由がない場合は、性別が異なる複数の人物を登場させて一方の性のみで表現しないようにするなど、性別の公平を意識しましょう。

② 性別によるイメージを固定化した表現

「女性は髪が長く、男性は髪が短い」「女性はエプロン姿、男性はスーツ姿」「男の子は活発な遊び、女の子は静かな遊び」などの表現が繰り返し使われると、情報の受け手は無意識のうちにこうした性別による固定的なイメージを当然のことと受けとめてしまいます。また、男性に対する「男らしい決断」「男のくせに・・・」や、女性に対する「職場の花」「男勝り」といった、男性または女性だけに使われる表現は、性別に基づく固定的な価値観を当然視することにつながりかねません。服装や外見、ふるまいなどについて、女性・男性のイメージを固定的にとらえず、多様性を意識した表現を心がけましょう。



③ 男女が対等な関係となっていない表現

会議などで男女双方が登場しているにもかかわらず、女性がお茶を提供する様子、男性がリーダーとなって積極的に発言する様子などの表現は、男女間に主従・優劣・上下・強弱の関係があるような印象を与えかねません。男女は対等で、地位や立場は性別にかかわらず多様であることが分かるような表現を意識しましょう。

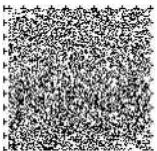
④ 男女で異なった表現

職業や地位に触れる際、「女社長」や「女医」、「女流作家」などのように、女性の場合だけあえて女性の冠をつけた表現はこうした職業や地位にある女性が例外的または特別な存在であると認識することにつながり、公平性・中立性が問われることとなります。その一方で、伝える情報の内容によっては、性別をつけた表現を用いる意義がある場合も考えられます。

性別に言及した表現が真に必要なかどうか、男女いずれに対しても使うことのできる別の言葉・言い方を用いることができないか、性別に中立な表現を心がけましょう。

区にはこのような声が寄せられています！！

窓口で手続きを行った際、「世帯主はご主人様ですか？」や「奥様」といった発言があった。男女平等参画が進む時代に、男性が筆頭者と決めつけるのは不適切だ。夫や妻、配偶者やパートナーなど配慮した発言をしてほしい。



○見直したい表現の具体例

- ✓ 男性が一般的で、女性は例外という印象を与えかねない表現
※合理的な理由もなく、女性の接続語をつけない。



- ✓ 女性が男性や家に従うものという旧来の考え方を踏襲した表現
※文字と話し言葉で表現が異なる。



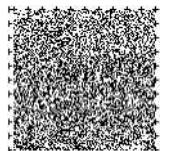
- ✓ 特定の性別だけに用いたり、女性を劣ったものとして扱う表現



- ✓ 男女いずれか一方のみを意味し、もう一方を排除する印象を与えかねない表現



- ✓ 性別に中立な表現に改められているもの



(2) 固定的な性別役割分担を解消しよう

「男性は仕事、女性は家庭」のような固定的な性別役割分担意識や、男女の役割に固定的な価値観を与える「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」を強調してはいないでしょうか。多様化する現代社会において、これまでの固定的なイメージに捉われず、画一的な表現にならないよう工夫しましょう。

① 家庭では

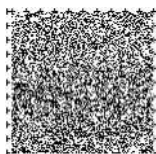
家事や育児、介護は女性だけではなく、性別にかかわらず男女がともに関わるものです。男女双方が関わっていることがわかる表現を心がけましょう。

区にはこのような声が寄せられています！！

区立保育園の保護者会に参加した際、私を含め他にも複数の男性がいたにもかかわらず、職員から「お母さんはお子さんの〇〇に注意してください。」など、育児は女性が担当することを前提とした発言が多くなされ、男性を育児から遠ざけていると感じた。「お母さん、お父さん」や、「保護者」などと表現するような配慮をしてほしい。

② 職場（職業）では

職場での男女の表現については、3ページ、「(1) 性別の公平・表現を意識し、性別表現の偏りに注意しよう」に記載している内容を踏まえ、職場での慣行や制度を見直した表現を心がけましょう。保育士や介護職員は女性だけの職業ではありませんし、警察官や運転手は男性だけの職業ではありません。男女双方が携わっていることが分かる表現を心がけましょう。



③ 地域では

伝統的な慣習やしきたりの中には、理由なく男女の役割を固定化しているものも見られます。可能な限り男女双方が活動に携わっていることが分かる表現を心がけましょう。

④ 学校では

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」「男子はスラックス、女子はスカート」といった考え方は、子どもが無意識のうちに自分の行動や考え方、表現を制限することにつながりかねません。学校生活の様子を表す際には性別を問わないようにするなど、固定観念にとらわれない表現を心がけましょう。

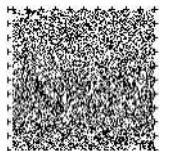


(3) 「性」を利用しないで表現しよう

注目を集めることを過度に意識して、内容と関係なく女性（男性）の姿を載せたり、必然性がないにもかかわらず女性の水着やミニスカート姿、身体の一部を過剰に強調する表現は、人格・人権の配慮に欠ける表現であるとともに、性の商品化につながります。安易に「性」を利用することなく、表現を工夫しましょう。

① 女性（男性）をアイキャッチャーとした表現

性的な側面が強調された表現は、人々に不快感を与えることもあり、行政の表現方法として適当ではありません。内容と関係なく安易に女性（男性）の姿や身体の一部を強調した表現を用いることを避け、伝えたい内容に適した表現を心がけましょう。



2 人権尊重・多文化共生の視点から

(1) 固定観念にとらわれず多様な表現をしよう

区内には子どもや高齢者、障害者、外国人などあらゆる人が暮らしています。固定観念にとらわれず、多様性を尊重した表現をしましょう。

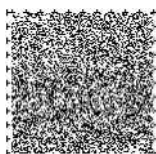
① 高齢者

人生 100 年時代を迎えて、今日では現役世代とともにいきいきと学び、働く高齢者や、地域で展開されている多様な活動に積極的に参加する高齢者も増加しています。高齢者と言えば介護を受けている姿、腰が曲がり杖をついている姿といった固定観念にとらわれず、活動している姿を描くなど多様な表現を心がけましょう。



② 障害者

区は、障害の有無にかかわらず、誰もが心豊かに暮らすことのできる地域社会をめざし、心のバリアフリーの普及に取り組んでいます。障害のある人の生活形態は多様であり、固定的なイメージは、偏見を助長することにもつながります。障害者を常に支援を要する人として描くのではなく、活動している姿を描くなど多様な表現を心がけましょう。



③ 外国人

外国人といえば、「金髪に青い目、背が高くとがった鼻」といったイメージを持っていませんか。港区には多くの外国人が暮らしており、その国籍も多岐にわたっています。また、世界には様々な民族があり、宗教が存在しています。日常生活などのイラスト表現では、様々な国の人がいることを積極的に描く一方で、固有の文化や国・地域・民族などの表現に十分配慮しましょう。

(例)「満州→中国東北部」、「エスキモー→イヌイット」など



④ 家族のあり方

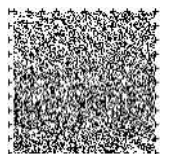
これまで、「夫婦と子ども」が典型的な家族像としてとらえられてきた面がありましたが、近年では家族のあり方は極めて多様化しています。区内には単身者、夫婦のみ家庭、ひとり親家庭、グループホームで暮らす高齢者や障害者、パートナー関係など、多様な人々がお互いに支え合いながら暮らしています。家庭を類型的・画一的なイメージでとらえず、多様な形態で表現しましょう。

(2) 伝わる日本語で表現しよう

区では、令和4年度からあらゆる人に情報が伝わるよう、受け手の立場に立って、わかりやすく情報を伝えるため、「伝わる日本語」を推進しています。

また、多様な人に適切に情報が伝わるよう「港区行政情報多言語化ガイドライン」や「港区カラーバリアフリー・ガイドライン」等を策定しています。

情報発信に当たっては、分野横断的に取り組む必要があります。

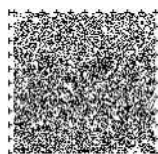


第3章 適切な表現に向けて

1 チェックリストの活用

実際に表現をする際に、次の点を確認してみましょう。

	項目	チェック
1	集団を描くときに、いつも中心（代表）を男性にしていますか。	
2	集団を描くときに、人数・大きさ・地位について男女のバランスが取れていますか。	
3	男女に主従、上下、強弱があるように描いていませんか。	
4	必要以上に男女の固定的なイメージを強調していませんか。	
5	男女で異なる表現、性に特有の表現を用いていませんか。	
6	固定的な性別役割分担を前提として描いていませんか。	
7	必要なく「性」を強調して描いていませんか。	
8	社会的少数者を意識し、多様な人々を描くようにしていますか。	
9	その印刷物を男性のみ、女性のみで企画・作成していませんか。	
10	イラスト・表現の男性・女性を入れ換えたとしても、違和感はありませんか。	



あなたはどう表現しますか。

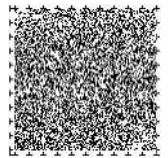
職場で



学校生活で



家庭生活の場で



2 Q&A

Q なぜ、イラストや表現に配慮する必要があるのですか。

A→公共性や信頼性の高い行政情報は、人々の意識に与える影響が強いものと考えられます。また、繰り返し表現がなされることにより、情報の受け手の意識形成に潜在的な影響が及ぼされ、固定観念が形作られることにもつながります。そのため、行政が情報発信するに当たり、人権尊重や男女平等参画の観点から妥当であるかどうかを常に意識することが必要です。

Q このガイドラインは、区による表現を統制するものですか。

A→区として情報発信を行う際、表現やイラストが、人権尊重や男女平等参画の視点から適切かどうかを検討する上での参考資料という位置付けであり、個々の表現を画一的に定めたものではありません。単に、ガイドラインに載っているから言い換え（変換）しなければならないととらえるのではなく、伝えるべき内容や受け手との関係などを丁寧に照らし合わせて、個別具体的に対応してください。

Q 男性と女性は、必ず表現しなければならないのですか。

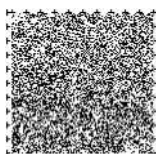
A→男性と女性の双方を登場させることを一律に求めるものではありません。伝えるべき内容や受け手との関係などを照らし合わせて、個別具体的に対応してください。

Q 区民や事業者は、このガイドラインに従うことが求められるのですか。

A→このガイドラインは区としての考え方を整理したものであり、区有施設の指定管理者や区の業務受注者、区の関係団体等においても区と同様の配慮が必要と考えます。しかし、区民や区内事業者に趣旨の徹底を求める性質のものではありません。

Q このガイドラインに示されていないことは、特に配慮しなくてよいですか。

A→ガイドラインに掲載した内容は一例であり、ここで触れていない表現についても、人権施策や福祉施策との整合性を踏まえるとともに、伝えるべき内容や受け手との関係などを照らし合わせて、個別具体的に対応してください。

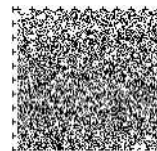


人権尊重と男女平等参画の視点による表現ガイドライン

発行番号 2022187-6421

令和5年（2023年）2月発行

発行 港区総務部人権・男女平等参画担当
〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
TEL (03) 3578-2111 (代表)



MINATO CITY

